設計変更理由書

神戸市

工　事　名	西垂水 127 号線道路付属施設補修工事

契約変更後の工事概要

ガードレール撤去工	77.6m
ﾋﾞｰﾑﾊﾟｲﾌﾟ付ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ設置工	78.9m
ガードレール基礎工	78.5m
アスファルト舗装工（歩道）	53 ㎡

設計変更の理由

（１）ガードレール基礎工において、取壊し予定の石積の笠コンクリートが強固な状態であり、基礎コンクリートと一体として施工することになったため、取壊し及びガードレール基礎が減工となった。

（２）通学路により、歩行者誘導が必要となったため交通整理人の増工となった。

（３）その他、現地精査の結果により数量に増減が生じた。